

広島県告示第七百九十一号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 適用する地域 この基準は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第二第三号トに掲げる区域に適用する。</p>	<p>第二 適用する地域 この基準は、広島県の区域のうち、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）別表第一第五号に掲げる区域を除く地域に適用する。</p>

附 則

この告示は、令和四年十月二十四日から施行する。